

青少年等国際交流促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青少年等国際交流促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、山口県内の国際活動団体が実施する本県と海外の青少年等による交流事業を支援することにより、次代の国際交流を担う人材の育成と、多様な分野での交流拡大を図ることを目的とする。

(交付の対象等)

第3条 補助金の交付の対象者は、国際交流を主たる目的とする民間団体（以下「団体」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 山口県内に活動拠点を有するものであること。
- (2) 団体の運営に関する会則等の定めがあること。
- (3) 営利活動、政治活動、宗教活動を目的とする団体ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が団体の運営に関与していると認められるものでないこと。
- (5) 団体の構成員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるものでないこと。

2 補助金の交付の対象となる事業は、本県と海外（中華人民共和国、大韓民国、スペイン王国、アメリカ合衆国、ベトナム社会主義共和国又は台湾に限る。）の青少年等が文化やスポーツ等を通じて相互交流を行う事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業の経費が、規則第4条第1項の交付決定日以降に発生するものであること。
- (2) 営利を目的とする事業でないこと。
- (3) 宗教的、政治的又は商業的な宣伝意図がある事業でないこと。
- (4) 主たる目的が観光・視察などの事業でないこと。
- (5) 国や他の地方公共団体、関係団体等から別に補助金や助成金を受ける事業でないこと。

3 補助金の交付の対象となる経費の区分は、別表に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、補助率及び補助上限額は次の各号のとおりとする。

- (1) 補助率 補助対象経費の2分の1以内
- (2) 補助上限額 50万円

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別途通知する日とする。

(補助事業の変更等に係る承認の申請等)

第6条 規則第8条第1項の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。

2 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

- (1) 補助金の増額を伴う変更
- (2) 補助金の20%を超える減額を伴う変更

(実績報告)

第7条 規則第11条の実績報告書は、別記第3号様式によらなければならない。

2 第1項の実績報告書は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、規則第12条の規定による補助金の額の確定後、交付するものとする。

2 知事は、事業の遂行上必要があると認める場合には、補助金交付決定額の範囲内で概算払いにより補助金を交付することができる。

(補助金の請求)

第9条 規則第4条第1項に規定する補助金の交付の決定を受けた者が、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金(概算払)請求書(別記第4号様式)を提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月15日から施行する。

(別表)

補助対象経費区分表

区 分	対象経費
①報償費	講師や通訳者等への謝礼、記念品代 等
②旅費	交通費、渡航費、宿泊費 等 ※ガソリン代、特別料金（ビジネスクラス料金、グリーン料金等）は対象外
③消耗品費	材料等の購入費 等
④印刷費・ 広告宣伝費	資料等の印刷費、立看板等の制作費、広告掲載料 等
⑤食糧費	交流会等に必要な飲食費、会議等に必要な飲料・食料品代 等
⑥通信運搬費	文書等の送料、資器材の運搬料 等
⑦使用料・ 賃借料	会場使用料・付帯設備使用料、機器等の借料、バス等借上料、高速道路利用料 等
⑧委託費	外部に運営等の一部を発注する経費
⑨保険料・ 手数料	傷害保険料、振込手数料 等
⑩その他	知事が特に必要と認める経費
※対象とならない経費 ・領収書等の証拠書類により支出の実績を確認できない経費 ・職員等の人件費、家賃、光熱水費、電話料など団体の通常運営に要する経常的経費 ・他用途に転用可能な備品整備等に要する経費 ・公租公課（消費税及び地方消費税を含む） ・その他、事業の実施に直接必要と認められない経費	